

## 「新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ」の設置趣旨（案）

近年、諸外国において、電動キックボードを用いたライドシェア型のパーソナルなモビリティサービスが普及するなど、移動サービスの多様化とそれに対応した「新たなモビリティ」の開発・利用が進んでいる。これらの新たなモビリティは、自動車をはじめとする既存のモビリティと比較して車体・速度が小さく操作方法も簡単である特徴を有し、誰もが安全かつ気軽に利用できるモビリティとして、通勤時の移動手段や観光地におけるアクティビティ等としての活用が期待されている。

国内においても、電動キックボード、立ち乗り電動スクーター等について社会実装に向けた実証実験と関連制度の見直しの検討が進められている。また、政府の成長戦略実行計画（令和3年6月18日）においては「電動キックボードの公道での走行について、実証事業の結果を踏まえ、関連する制度を見直す。具体的には、最高速度等に応じた新たな車両区分の設定、走行場所、ヘルメットや免許の要否等、交通ルールに関する制度改正を検討し、その結果を踏まえ、本年度のできるだけ早期に、関連法案の提出を行う。」とされているところである。

これまでに、警察庁が設置する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において、電動キックボードをはじめとする新たなモビリティの交通ルールのあり方について検討が重ねられ、本年4月には中間報告書が取りまとめられたところである。中間報告書では、新たなモビリティを、①「歩道通行車」、②「小型低速車」、③「既存の原動機付自転車」の3区分に分類し、それぞれに応じた交通ルールを設定する方針が示されたところである。

国土交通省自動車局では、これらの新たなモビリティについて、警察庁における交通ルールの検討状況を踏まえつつ、「車体」の安全確保のために必要となる技術基準等に関する検討を行うため、車両安全対策検討会の下に「新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ」を設置する。